

# 平成 30 年度井川町水道施設情報管理システム構築業務プロポーザル審査要領

## (目的)

第1 この要領は、「平成 30 年度井川町水道施設情報管理システム構築業務」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

## (審査の方法)

第2 契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

### (1) 審査委員

審査委員は、「井川町水道施設情報管理システム構築業務委託プロポーザル審査委員会設置要領」の定めるところによる。

### (2) 技術案、事業実施能力等に関する審査

ア 各項目における点数の合計点は 500 点とする。

イ 審査項目及び配点は、別紙 1 「プロポーザル審査・評価項目及び採点表」のとおりとする。

### (3) プロポーザル審査の対象

町が別に定める提案書等の関係書類及びプロポーザル提案者からの説明等（プレゼンテーション）とする。

### (4) 技術提案書等への評価の着眼点

技術提案書等に記載する項目は、実施要領の「8 業務・技術提案書等の提出（5）提出内容①～⑧」の項目とし、評価は主に、業務に対する意欲及び理解度、技術提案書の適格性、実施手法の妥当性、人員配置の妥当性、提案内容の根拠、見積・積算金額の妥当性を基準に評価をする。また、提案内容全体が、本町の上水道施設の管理に寄与する提案となっているかについても考慮する。

#### 1) 事業者概要等

ア 品質管理・情報保護対策（配点 5 点）

（i）品質マネジメントシステム（ISO9001）

（ii）個人の情報の取扱い（情報セキュリティマネジメントシステム）（ISO27001、

JISQ27001）について

イ 業務受託実績（配点 20 点）

（i）全国の構築実績

#### 2) 配置技術者等

ア 配置される管理技術者の資格について（配点 20 点）

イ 配置される照査技術者の資格について（配点 10 点）

ウ 配置される担当技術者の実績について（配点 10 点）

#### 3) 業務提案及び技術提案

ア 本業務に関する基本的な考え方について（配点 20 点）

イ 本業務の実施体制について（配点 20 点）

ウ 本業務のスケジュールについて（配点 20 点）

- エ 現地調査について（配点 20 点）
- オ システムの構築及び機能等について（配点 215 点）
- カ その他追加提案等について（配点 20 点）

#### 4) 提案見積価格

見積書に記載された提案見積価格について、次に示す審査方法により評価し、得点を付与する。提案価格に応じて得点化する。（配点 1 位 100 点）

2 位以下 價格評価点 = (1 位の提案価格 / 当該業者提案価格) × 100 点

（なお、得点は、小数点第 1 位までとし、小数点第 2 位を四捨五入した値とする。）

#### （5） 契約候補者の決定方法

各審査委員の採点の合計を各提案の点数とし、各審査委員の採点の合計点により順位を付す。採点結果に基づき、予算の範囲内で契約候補者を 1 ~ 2 団体程度選定する。

#### （6） 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

#### （7） 最低基準

次の各号に掲げる項目を最低基準とし、基準を満たさない提案は、原則として選定の対象としない。

- ① 合計点の平均が 302 点以上であること。
- ② 項目のうち「配置技術者等」が全て標準点以上であること。
- ③ システム機能要件の各項目において 0 点の項目がないこと。

#### （8） 応募者が 1 者の場合又はない場合の取扱い

応募者が 1 者になった場合でも審査を行い、最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

（その他）

第3 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附則

この要領は、平成 30 年 7 月 20 日から施行する。